

所得税・住民税の扶養控除廃止の再検討に関する意見書（案）

政府税制調査会は、平成２２年度税制改正大綱に、所得税・住民税の扶養控除廃止を盛り込む方針を固めている。

政府も政権公約で、所得税の配偶者控除・扶養控除を廃止し、子ども手当を創設するとしているが、総務省は、扶養控除を廃止した場合の他制度への影響があるものとして、保育所の保育料を始め、私立幼稚園就園奨励費補助や国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の自己負担等、２３項目を列举している。

扶養控除の廃止によって、課税される所得が増加し、所得税額や住民税額が増税となり、都民の生活に過大な負担を生じかねない。また、社会保障制度の多くは、その自己負担額などが、所得税額や住民税額、課税所得額等のほか、住民税の課税・非課税などを基準としているため、扶養控除の廃止と連動して他制度の負担が増えることにもつながる。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、増税を行わずに子ども手当を創設するとともに、所得税・住民税の扶養控除を廃止しないよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２１年１２月 日

東京都議会議長 田 中 良

衆 議 院 議 長	}	あて
参 議 院 議 長		
内 閣 総 理 大 臣		
総 務 大 臣		
財 務 大 臣		